○高圧ガス製造廃止届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

・法第２１条第１項、第３項　　一般則第４２条
　　液石則第４２条
　　コンビ則第２１条

適　　用

・第１種製造者が製造を廃止したとき
・第２種製造者が製造の事業を廃止したとき

必要書類

１．高圧ガス製造廃止届書（一般則様式第２４、液石則様式第２３、コンビ則葬式第１２）
２．高圧ガス製造許可証（第一種製造者）
３．高圧ガス製造事業届出書の副本（第二種製造者）
　（２又は３を紛失している場合は、発見後速やかに返納する旨の念書が必要）
４．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きをする場合）